

# 公益財団法人 東洋療法研修試験財団

## あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師における籍（名簿） 訂正申請に課される登録免許税の取扱について（見直し）

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の免許を有する方は、公益財団法人東洋療法研修試験財団に備える籍（名簿）の登録事項（氏名、本籍地の都道府県名等）に変更が生じた場合は、籍（名簿）の訂正を申請する必要がありますが、これまで、登録事項1件の訂正につき千円の登録免許税の納付が必要として取り扱ってきました。

今般、登録免許税の取扱いに関する審査請求に対し、国税不服審判所より「1通の申請書により、1つの資格に係る登録事項の変更を受ける場合の登録免許税の額は、変更の登録を受ける登録事項の数にかかわらず千円となる」旨の裁決がなされたため、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師における登録免許税の取扱いを見直しました。

見直し後の取扱いは、訂正する登録事項の数にかかわらず、1通の訂正申請につき千円の登録免許税を納付していただきます。

（例）結婚等により籍（名簿）に登録されている氏名と本籍地都道府県名を1通の申請書で訂正申請する場合

従前の取扱い	今後の取扱い
課税標準の登録件数 <b>2件</b> (氏名で1件、本籍地都道府県名で1件)	課税標準の登録件数 <b>1件</b> (1通の申請書で1件)
税率 1件につき千円	税率 1件につき千円
税額 <b>2千円</b>	税額 <b>1千円</b>

なお、今回の取扱いの見直しに伴い、過去5年以内に籍（名簿）訂正を行い2千円以上の登録免許税を納付された方は、訂正申請の際に納付された額（訂正申請書に添付した収入印紙の額）から千円を差し引いた差額を過誤納金として還付請求をすることができます。

（詳細は、[リーフレット\(PDF 618KB\)](#)をご参照下さい。）

※ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の過誤納付の還付を請求される場合は、「[過誤納金還付通知請求書 - あん摩マッサージ指圧師\(Word 68KB\)](#)、[はり師\(Word 68KB\)](#)、[きゅう師\(Word 69KB\)](#)」を使用して、公益財団法人東洋療法研修試験財団へ送付願います。[記入例\(PDF 98KB\)](#)